

## 第4節 動物愛護・管理

飼養動物等の取扱いについては、自然生態系への影響等の生物多様性保全上の問題を生じさせないよう、適正に管理することが必要です。

動物の飼養に関しては、明治以降の西欧文化、生活様式の急激な導入に伴い、使役用、食用の牛馬等動物の利用が一般の国民生活にも広がりを見せる一方、動物の虐待が新たに社会問題化することとなったことを背景として、これも西欧文化の一つとして動物愛護思想が導入されました。この思想は、主として民間活動としての広がりを見せ、昭和48年には動物の保護及び管理に関する法律という形で制度として位置づけられています。

近年、ペット動物に対する志向が広がるに伴って、現在では、約1000万頭の犬、約650万頭のねこが飼養されていると推計されており、当初の使役用の動物を主な対象とした愛護から、ペット動物をはじめ飼養動物全般を対象とする愛護へ幅を広げ、国民生活の中に定着してきました。従来は食用、使役用、愛玩用等直接的な利用対象としての枠を越え、人と動物との関わり合いが拡大している中で、動物愛護への配慮が求められる機会も増加しています。

命ある動物を、正当な理由なく殺し傷つけ、苦しめることのないよう取り扱うとともにその習性を考慮するなど適正に取り扱うことを基本とする動物愛護については、国民の間に、生命尊重、友愛及び平和の情操を育て定着させる意味で重要です。

阪神淡路大震災、有珠山噴火災害、三宅島噴火災害等において、被災した犬、ねこ等の動物を救護するために多くの愛護団体、ボランティアが中心となり実施された救援活動は、合わせて2,000頭を超える動物の救護という成果をあげていますが、これは、動物愛護の浸透の結果として捉えられるだけでなく、社会を構成する重要な要素として飼養動物が認知されてきたことを示すものでもあります。

このような中、動物の飼養に際しては、飼養動物の自然生態系への導入、移入による在来生態系への影響などの生物多様性保全上の問題を生じさせないようにする事が重要であり、その適正な管理が必要となっています。

特に、家畜化されていない野生由来の動物の飼養については、動物の本能、習性及び生理に即した適正な飼養の確保、終生飼養の確保には一般的に困難が伴うことなどから、限定的であるべきものです。さらに、ひとたび逸走、放逐等により自然生態系に移入された場合、生物多様性保全上の問題が生じるおそれの大きいことから、飼養者の責任による適切な管理が重要であり、動物取扱業者の適正な業務遂行、行政の的確な支援が必要です。

しかしながら、適正な飼養管理の徹底のための方策は必ずしも十分とは言えません。このため、以下の施策を展開します。

### (1) 飼養管理の適正化

動物愛護管理法に基づき、適正な飼養保管の確保のためによるべき基準であるべ

ット動物等の飼養保管に関する基準の見直しを行います。また、動物販売時において適正な飼養及び保管方法に関し適切な説明がなされるよう措置するなど、動物取扱業者の業務の適正化などの取組を推進するとともに、動物愛護推進員やその活動を支援する行政、関係団体などが協議会などを通じて連携を図り、動物の飼い主が、飼養保管基準等に基づき適切な管理責任を果たせるよう支援する体制を整備します。

## (2) 関係機関等の連携

動物愛護管理法に基づき、適正な使用の実現のためによるべき基準等を定める国、飼養に関する規制措置、監視等を同法あるいは条例に基づき実施する地方公共団体、飼養者への助言や支援等に当たる民間団体及び専門家とが、密接に連携して飼養動物の適正な管理を推進できるよう、連携体制の構築を図ります。

## (3) 適正な取扱いに関する普及啓発

国は、地方公共団体や関係団体と相互に連携を図りながら、教育活動、広報活動等を通じて、人と動物の共生に配慮しながら、動物愛護管理法に基づき、動物の愛護と適正な取扱いに関する普及啓発を図ります。